

その他の投票方法

■期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・ 仕事に従事、または冠婚葬祭（主宰者およびその親族に限る）の予定がある。
- ・ レジャーや買物、旅行などで投票区の区域外に行く予定がある。
- ・ 病気、出産などで歩行が困難である。

期日前投票は市役所で

- と き** 10月10日(祝)～15日(土)
午前8時30分～午後8時
※15日(土)は混雑が予想されます。
- と ころ** 市役所本館1階 102会議室
※車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。また、介護が必要な方は、事前に選挙管理委員会へお申し出ください。
- 持ち物** 入場券
※入場券がなくても投票できますので、投票所でお申し出ください。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院または入所の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。



■代理投票・点字投票

身体の故障などにより、自分では候補者の氏名を書くことのできない方は、投票当日、投票管理者に申し出て「代理投票」をすることができます。

また、目の不自由な方で、点字による投票をしようとする場合は、投票当日、投票管理者に申し出て「点字投票」を行ってください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の項目に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票には、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

す。この証明書をお持ちでない方は、市選挙管理委員会に交付の申請をしてください。

「投票用紙等」の交付請求は、市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前（10月12日(水)）までにしてください。

郵便等による不在者投票対象者

手帳など	区 分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

開 票

開票は、10月16日(日)午後9時15分から、市民体育センター競技場で行います。投開票の速報はホームページでもお知らせします。
「アドレス」

<http://www.city.gamagori.lg.jp/>

「携帯用アドレス」

<http://www.city.gamagori.lg.jp/mobile/>

選挙違反を監視しましょう

立候補者が選挙運動をできるのは、告示日の立候補届け出後から投票日の前日（10月9日(日)～15日(土)）までです。届け出前に行われる事前運動は、公職選挙法で固く禁止されています。また、選挙運動ができる期間でも、次のような行為は選挙違反になります。

○ 有権者に酒食などをふるまい、投票を依頼すること

○ 候補者やその知人が各戸をまわり、投票を依頼すること

○ 選挙郵便の表示のない葉書で投票依頼したり、選挙運動関連文書を回覧したりすること

正しい知識をもって、みんな選挙違反の監視をしましょう。